



IN THIS ISSUE

1 ページ

・人工知能 (AI)、著作権
ノーモンキービジネス! 人間のみが出願に
必要: アイリーン・デブリース

2 ページ

・祝 100 周年: 100 年の変遷:
ハワード・アロンソン

3 ページ

・人工知能 (AI)、著作権:
アイリーン・デブリース (続き)

4 ページ

・クライアント・アラート 2023 年 USPTO は
印刷特許証からデジタル (電子) 特許証へ
移行

5 ページ

・人工知能 (AI)、著作権

6-7 ページ

・商標・特許コーナー

8-10 ページ

・100 周年にあたって

9-11 ページ

・弁護士とパラリーガル紹介

12 ページ

・NLS アドバンテージ



人工知能と著作権

浅薄な、詐欺のようなモンキー
ビジネスは不可!
人間だけが申請する必要がある。

アイリーン・デブリース
(Eileen Devries)

人工知能は様々なことができます。
それでも、できないことの一つは米国著
作権登録です。すなわち米国の法律は、
マカクザルや人工知能 (AI) マシンではな
く、著作権で保護された作品の作者にな
れるのは人間だけだからです。

一例として、物理学者のスティーブン・セ
イラーは、花の咲く蔓に覆われた石造り

のトンネルに線路が入っていく様子を描
いた「楽園への最近の入り口」というタ
イトルの芸術作品を著作権局に登録を
求めました。申請時、セイラーは自身の
AI マシン「(創造マシン) The Creativity
Machine」を作者としてリストに入れた。
セイラーは、作品を創造するためにマ
シンを雇用 (賃借) したという論理に基
づいて、マシンの所有者セイラーに著作
権は移譲されるべきと主張した。セイラー
氏は、この作品は「マシン上で機能する
コンピューターアルゴリズムによって自
律的に作成された」、言い換えれば、セ
イラーは作品に何らの役割も担ってお
らず、創造マシンがすべて単独で作品
を創造したと明言した。

著作権局は、当該作品には「著作権請
求を裏付けるのに必要な人間が著作
者たる要素」が欠けているとして、申
請と2回の再審査請求を却下した。著
作権法は人間が作成した作品にのみ
拡大解釈される定めっていると著作
権局は説明した。

裁判所に対して、セイラーは、「著作
権局の決定は専横かつ気まぐれな
ものであ

て・・・、法律に準拠しておらず、実
質的な証拠によっても裏付けられて
おらず、被告人の法定権限を超えて
いる」として決定を無効にすることを
求める訴訟を著作権局を相手に起
こしました。

**「良いニュースは、著者はAIによって生
成された作品に登録できるが、登録は著
者の貢献のみを保護する。」**

しかし、裁判所は著作権局に同意した。
裁判所は、1976 年の米国著作権法は「著
作者」を定義していないが、米国憲法
と「数世紀に渡って確立された理解」
を指摘して、著作者は人間でなければ
ならないと決定した。

憲法による著作権 (特許も含めて) の保
護は、「排他的権利を認めるためのイン
センティブを提供する必要性」に基
づいてい

Continued on page 4

Partners to Industry®
NOW CELEBRATING
100 YEARS
OF
IP EXCELLENCE



HAPPY 100TH BIRTHDAY: Celebrating 100 Years of Changes
by Howard Aronson



NOLTE·LACKENBACH·SIEGEL

SINCE 1923

INTELLECTUAL PROPERTY LAW

Houston | New York | Palo Alto | Austin | Boston

目を閉じて、1923年のニューヨークウォール街のとある小さな特許事務所を想像してみてください。そこは、ノルテ・ラッケンバッハ・シーゲル (NLS) の原点です。ふりかえれば、当時は、工科大学のエレクトロニクスに関する教科書は真空管に焦点を当てて、トランジスタは単なる付随物で、未来において真空管にとって変わるかもしれない次のデバイスのアトラクションでした。当時の法律事務所にはコンピューターもインターネットもありませんでした。大がかりな通信技術は、紙テープロールを必要とし、紙に通信を行う数千の打ち抜かれた紙ドットを作成してある即時通信のためのテレックスマシンでした。

指示や文書は、損傷しやすい磁性面が露出した平らなプラスチックのストリップのループを使用する IBM ディクテーターユニットに記録されました。書類へのタイプ入力は問題を含んでいました。文書は手動タイプライター、後に電動タイプライターでタイプされ、18世紀の英国君主であるアン女王の治世中の1714年に特許化された最初のタイプマシーンとはほんのわずかに異なるものでした。複数のコピーが必要ですか? 問題ないです。多数の紙を重ね、各用紙と用紙の間にカーボン紙を挿入するので、タイプミスを修正するのはより面倒な作業でした。各コピーの各間違いを修正するには、「ホワイトアウト」テープまたは白い濃厚な液体が必要でした。

1971年に IBM は、すべてのアルファベット文字、数字、句読点記号を持つゴルフボール大の球体を使用する「Selectric」II タイプライターを売り出しました。間違いを修正することは依然として手順が必要でした。1973年 IBMは、「リフトオフ」テープを使用して紙からインク痕跡を取り除くことで、タイプミスを消すタイピングの歴史の中で最初のマシンである修正「Selectric」を売り出しました。

IBM が Mag Card II タイプライターに行き着き、1973年に売り出された時、最初の真の「デジタル」タイピングと処理が

導入されたと言えます。約 8000 文字と情報は穴のあいたカード (つまり、ビット情報) に記録または保存でき、カードをカードリーダーに通すことで紙上に呼び出して再生するものでした。さらに大きな文書の場合は、複数のカードまたは重ねたカードが使用できました。当時としては、これは驚くべき、最先端のものであり、タイピング、保存、再生をより素早く簡単に、さらに効率良くに行うことができました。その後、エクソン社のファックス機が登場しましたが、これは化学処理された感熱紙を使用しており、不快な刺激臭を出すものでした。当時、人々は、FAX は単なるからくりであり、長くは続かないと話していました。ファックスに改良が加えられた後、ファックスは、郵便や翌日配達サービスを使用せずに、国内の各地方および世界中に手紙や文書を迅速に転送する最初の実行可能な方法になったのです。もちろん現在では、ファックスのほとんどがコンピューターと電子メールに取って代われ、電話や長距離電話料金を必要とする「固定電話」を使用することなく、文書を添付して、ほぼ瞬時に、世界中どこにでも送信できるようになりました。

特許法実務 Patent Law Practice,

NLS の誕生からほぼ50年後の1970年、特許審査手順マニュアル第3版は246 ページありました。2018年の当該出版物第9版は、付録部分を除外しても、サイズは12倍以上のほぼ 3000 ページあります。比較としては、IRS (内国歳入庁＝国税庁) コードのサイズは1975年の3倍になっています。

一方、特許法実務のより重要な変更点は以下のことを含んでいる点にあります。

a. 調和 米国特許法は、世界の他の多くの国の特許法とは重要な点で異なります。実際、ほとんどの工業先進国は多くの点で自国の法律をすでに調和させているか、調和させつつあり、米国は法

律を変えることに不承不承で、それを拒んでいました。最終的には1999年にグローバル化が基本となる特許法の変更を米国にもたらしたのです。

b. 18ヶ月出版公開 もともと、特許出願は特許が交付されるまで秘密扱いとされてきました。米国を国際社会と調和させるために、2011年、アメリカ発明法 (AIA) が議会を通過しました。

c. インターネット NLS が創設され、実務を行い始めた当初、先行技術の特許調査は、ワシントン特別区の特許庁本局にある USPTO 調査室の物理的な「スタック」で行われていました。実務者・弁護士が特許ファイル履歴のコピーが必要とする場合は、注文する必要があり、物理的なファイルがどこにあるか、さまざまな保管施設のいずれかの一つにある場合、そのファイルにアクセスするまでに数日かかる場合があります。

d. 連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) の創設

1982年までは、USPTOからの控訴は、一方的特許訴訟、抵触手続きからの控訴、および商標訴訟を含め、それまではコロンビア特別区の巡回控訴裁判所で審理されていた控訴を含めて、関税・特許控訴院 (CCPA) で審理されていました。CAFC の設立は、地理的な所在地ではなく全て主題に基づいて司法管轄権を有する唯一の裁判所として、控訴裁判所の中でも独特なものでした。当該控訴裁判所は、すべての米国地区裁判所からの特定のアップル、特定の行政機関からのアップル、および特定の法令に基づいて生じた控訴を審理する専属管轄権を有します。

e. 特許協力条約 (PCT). 当初、他国で特許出願は 1 年間のパリ条約の優先期間内に国内出願する必要がありました。最初の PCT 出願は 1978 年まで提出されませんでした。PCTは1968年に署名され、1970年に組織化されています

Continued on page 8

2023年4月

UPDATED FORMS 2023

USPTOが2023年に紙印刷された特許状から電子特許証交付 (eGrant) への移行フォームを更新

米国特許商標庁 (USPTO) は紙印刷特許状ではなく電子特許証交付 (eGrant)を実施する。

4月18日、米国特許商標庁 (USPTO) は掲載される国が増え続けるリストに加わり、紙特許状ではなく電子特許証 (eGrant) の発行を開始します。

変更の一部として、発行手数料フォーム (PTOL-85B) とその Web ベースのバージョンの変更が含まれます。

特許は特許センターから直接印刷される可能性があるため、現フォームを用いて特許コピーの事前注文ができなくなります。

4月18日以降に発行される特許のコピーの事前注文は処理されません。

さらに、eGrant は発行手数料の支払い後、短期間で発行される可能性があり、出願人が慣れるよりも早く発行されるかもしれないので、PTOL-85B フォームには、同時係属性を危険にさらさないように、発行手数料の支払い前に同時係属性を要求する任意の申請書を提出するようにとの注意喚起を含んでいます。



電子交付 ELECTRONIC GRANTS

- Portable Document Format (PDF) の利用
- (デザイン特許、植物特許は色を含めて)現在作成されている綴じられた交付特許の外観を反映します。
- 暗号化された認証/確認テクノロジーを使用する。

電子交付の利点 BENEFITS OF ELECTRONIC GRANTS

- 電子交付の発行日に認定されたPDF として特許権者、公に提供されます。
- 特許許可交付プロセスを合理化し、紙の無駄な消費を最小限に抑え、執行期間を強化しつつ、同時係属期間、PTA
- 時間を短縮する機会を提供します。印刷コストと郵送コストを最小限に抑える。
- 特許権者、公の印刷の柔軟性と選択肢を増加させます。

QUESTIONS? | Please feel free to contact us.



Continued from page 1

人工知能と著作権

「・・・財産、「個人の創造と発明を奨励することで公共の利益を促進する。」

「人間以外の行為者には、米国法に基づく独占的権利を約束して奨励する必要はない…したがって、著作権は人間以外に及ぶように設計されていない。」

1909 年の著作権法は、「個人」のみに作品の著作権が保証されると明確に説明している。議会が 1976 年の法律の要件を変更する意図があるといった証拠はない。人工知能マシンは著作権登録が拒否された人間以外の最初のものではない。

裁判所は、「声」からのメッセージを録音した人物は該当作品の著作権を主張するのに十分なインプットを供給していたにもかかわらず）作品を口述する「超自然な声」の訴訟を関係させた。

ナルトとなづけられた冠毛のあるカンムリザルの有名な自撮り写真もしかりである。

ナルトの訴訟において裁判所は、著作権法では「子供」、「孫」、「嫡出子」、「未亡人」、「男やもめ」などは全て人間を示唆しており、必然的に動物を排除するものであり、著作権法は「人間ではない動物」の作品を保護するものではないとの判決を下した。

カメラは人工知能に近い比較対象物であり、写真は著作権局に登録可能である。

しかし、AI訴訟では裁判所は、「問題の作品に対する人間の関与と究極的な創造的コントロールが、新しいタイプの作品が著作権の範囲内にあるという結論へ導くキーである」として、写真が著作権対象となり得るのは、カメラではなく人間のクリエイターがイメージをデザインし、続いてカメラを使用してそのイメージをとらえたと創造される事実に基づいている」と説明した。

つまり、セイラーは申請書で、作品は「機械上で作動するコンピュータアルゴリズムによって自律的に創造された」と明確に説明した結果、人間の創造性はまったく主張されなかった。

作者にとってAIが生成した作品を著作権局に登録できる可能性があることは良いニュースですが、登録が保護

FALL - NEWSLETTER 2023

するのは作者の貢献のみであり、人間の指示や関与なしにマシン自体によって作成されたモノは対象とはなりません。



Midjourney Image



The Work

既に、著作権局は、申請者がAIシステムMidjourneyによって実施された創造的作品を除外することを拒否したため、「Théâtre D'opéra Spatial」と題された芸術作品の登録を拒否している。

また、著作権局はコミック「夜明けのザリヤ」の著作権登録を取り消し、ミッドジャーニーが作成したア트워크を除外する新たな登録を発行した。

したがって、著作権局では人間だけが申請する必要がある。



WOULD YOU LIKE TO KNOW MORE ABOUT OUR PROFESSIONALS?

Visit our website to see full bios of NLS's lawyers, paralegals, and support staff. Get in touch with our professionals and find out how to improve your IP footprint and monetize your inventions.

**12 LINE ARC
CONFIGURATION**

MORINAGA & CO., LTD. (JP)
Registration No.: 7049998, 6987512

ACCELL

ACTIVATION PRODUCTS INC.
(CAN)
Registration No.: 6986703


ADK EM

ADK HOLDINGS INC. (JP)
Registration No.: 6969266

AGENT HERB

ETHITEC LLC (US)
Registration No.: 7044553

ATIPICO

LA PIACENTINA S.P.A. (ITLY)
Registration No.: 6959419

BITMAP

KRYPTON ENTERPRISES, LLC.
(US)
Registration No.: 6943615

CC Figurative

RANX 62 DI CESARE CASADEI
(ITLY)
Registration No.: 6998489

CHURROS EL MORO

IRIARTE HERMANOS, S. DE R.L.
(MX)
Registration No.: 7015184


CIRCLE DESIGN

MIKOTO CO., LTD. (JP)
Registration No.: 7057830

DAISO (stylized)

DAISO INDUSTRIES CO., LTD.
(JP)
Registration No.: 6986648

DERMIZAX

TORAY KABUSHIKI KAISHA
(TORAY INDUSTRIES, INC.) (JP)
Registration No. 6938269

**EVERLAST (stylized) +
E (stylized) (Diamond E)**

EVERLAST WORLD'S
BOXING HEADQUARTERS
CORPORATION (US)
Registration No.: 6996855


FENCEMATE

CONSUMER SOLUTIONS INC.
(US)
Registration No.: 7053120


FI-BEING (stylized)(color)

MORINAGA & CO., LTD. (JP)
Registration No.: 7020519


GELFIT

TOUGHBUILT INDUSTRIES, INC.
(US)
Registration No.: 6975500

GLOBAL EXPRESS

BOMBARDIER INC. (CAN)
Registration No.: 7057801

HEALRIGHT

ADVANCED MICRONUTRITION
LLC. (US)
Registration No.: 7035646

IONIC+

NOBLE FIBER TECHNOLOGIES,
LLC. (US)
Registration No.: 7070363

JALFLYSAFE & Design

JAPAN AIRLINES CO., LTD. (JP)
Registration No.: 7014630

JRC

JAPAN RADIO CO., LTD. (JP)
Registration No.: 6959361

KRISTIN PARADISE

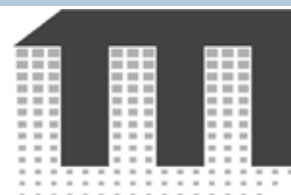
SKARYN ANDREI (US)
Registration No.: 6970545

LE PARFAIT

BERLIN PACKAGING FRANCE
(FR)
Registration No.: 6966026

M

AUDIO VISUAL PRESERVATION
SOLUTIONS INC. (US)
Registration No.: 6955677


PAYDAY

PAYDAY RECORDS INC. (US)
Registration No.: 6996013

PRO ARMOUR

PROSTHETIC SOLUTIONS
LIMITED (NZ)
Registration No.: 7057644

RESOLUCIA

TORAY KABUSHIKI KAISHA
(TORAY INDUSTRIES, INC.) (JP)
Registration No.: 6982598

SUNBUZZ

AVALON GROUP, LLC (US)
Registration No.: 7020355

TOUGHBUILT

TOUGHBUILT INDUSTRIES, INC.
(US)
Registration No.: 6980631

XAI

MITSUBISHI CHEMICAL
CORPORATION (JP)
Registration No.: 6982723


**WATER-IN- OIL EMULSION
COSMETIC**

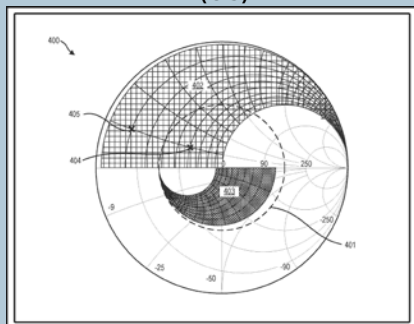
Patent No.: 11,540,998
Assignee: Shiseido (JP)

**BREAK-AWAY COUPLING WITH
ENHANCED FATIGUE PROPERTIES
FOR HIGHWAY OR ROADSIDE
APPURTENANCES**

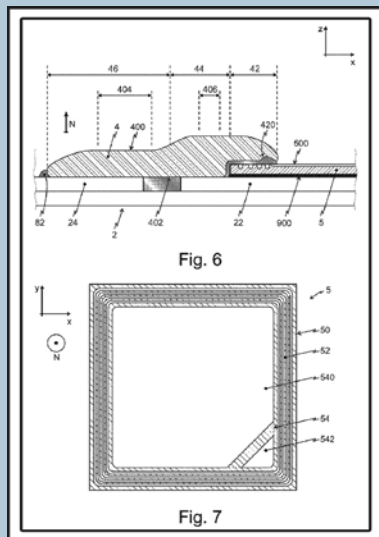
Patent No.: 11,555,281
Assignee: Transpo Industries
Inc. (US)

**AN ARC SUPPRESSION DEVICE
FOR PLASMA PROCESSING
EQUIPMENT**

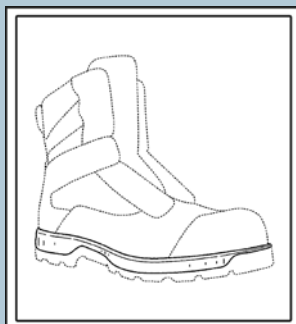
Patent No.: 11,574,799
Assignee: COMET
Technologies USA
(US)


**POWER ELECTRONIC SWITCHING
DEVICE WITH A THREE-
DIMENSIONALLY PREFORMED
INSULATION MOLDING AND A
METHOD FOR ITS MANUFACTURE**

Patent No.: 11,581,245
Assignee: Semikron Elektronik
GmbH (DE)


**METHOD AND SYSTEM FOR
RECONSTRUCTION OF CEST
CONTRAST IMAGE**

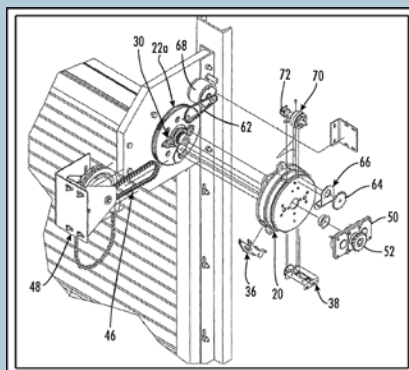
Patent No.: 11,587,270
Assignee: Xiamen University
(CN)


FOOTWEAR MIDSOLE

Patent No.: D978493
Assignee: Lp Royer Inc. (CA)

**ON-CHIP RESISTOR CORRECTION
CIRCUIT**

Patent No.: 11,592,853
Assignee: Motorcomm
Electronic Technol-
ogy Co Ltd (CN)


PLANETARY GEARBOX SYSTEM

Patent No.: 11,643,849
Assignee: Alpine Overhead
Doors Inc (US)

**X-RAY IMAGING APPARATUS
AND METHOD OF X-RAY IMAGE
ANALYSIS**

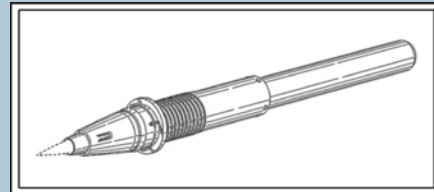
Patent No.: 11,672,499
Assignee: Shimadzu Corp. (JP)

TOTE BAG

Patent No.: D998329
Assignee: Streттrend LLC. (US)

**CINNAMATE AND SILANOL
ADDUCT COATED INORGANIC
SUNSCREEN AGENTS**

Patent No.: 11,679,068
Assignee: Vizor, LLC. (US)


**CARTRIDGE FOR COSMETIC
APPLICATOR**

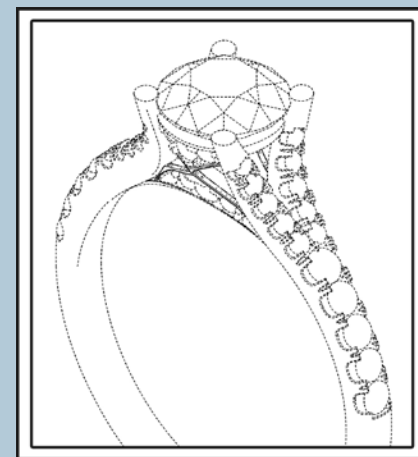
Patent No.: D990040
Assignee: Mitsubishi Pencil Co
Ltd. (US)

**TWO-PIECE VERTICAL CONTROL,
ARM BUSHING**

Patent No.: 11,738,614
Assignee: Research & Manu.
Corp. of America (US)

**BALL BEARING AND METHOD FOR
MANUFACTURING SAME**

Patent No.: 11,773,904
Assignee: Osaka Fuji Corp. (JP)


JEWELRY ARRANGEMENT

Patent No.: D987466
Assignee: Jewelex New York
LTD. (US)

DECANTER CENTRIFUGE NOZZLE

Patent No.: 11,772,104
Assignee: National Oilwell
Varco (US)

Happy 100th Birthday

— 100 Years of Changes —

Continued from Page

- f. 料金「古き良き時代」においては、出願人がオフィスアクションに回答するためにさらに時間が必要な場合には、延長を申請するだけで済みました。料金は必要ありませんでした。レーガン大統領がUSPTOに自立性を求めた特許商標庁歳出法案6260に署名した1982年まで料金はかかりませんでした。
- g. 審査官との面談は何十年もの間、特許弁護士は米国特許庁内で審査官と個人的なインタビューを持つことができ、インタビューとインタビューの間に特許調査を行うことができました。電話インタビューも利用できましたが、個人的インタビューの方がより生産的で好まれる傾向がありました。しかし、1970年代に航空機ハイジャックが多発し、空港のセキュリティに関する面倒な規制や制限が導入され、同様に技術の向上、USPTOのオンライン検索オプションの進歩も考慮すると、USPTOへ旅行して出向く必要性や好ましさますます小さくなりました。
- h. 付与後のレビュー 特許付与後レビュー(PGR)は、当事者間審査手続きに相当するものとして、2012年9月16日にアメリカ発明法(AIA)に導入されました。裁判所は常にクレームを審査して無効とすることができる一方、付与後の審査は、発行された特許の1つ以上のクレームの特許性をレビューするために特許審判控訴委員会(PTAB)で行われる審査手続きです。概念としては良いのかもしれませんが、無限のリソースを持つような大企業が中小企業の特許を無効にするために頻繁に使用しており、PTABはその手続きと結果について批判されています。アイデアは、必ずしも事案でないような発行された特許をレビューするために裁判所に行くよりも、おそらく費用少なくてすむ手続きまたは代替手段を提供することでした。
- i. 特許審査ハイウェイ(PPH) PPHは複数の外国特許庁間で情報を共有することにより、特許出願手続きの迅速化を図るため

の新たな取り組みでした。また、審査の負担を軽減し、最初の出願国でクレームが認められたなら国外における審査期間を短縮することで、出願人のコストを削減するゴールと共に、他の特許庁が先に実施していた作業から参加する各特許庁に利益をもたらします。以前は、各特許庁が独立して審査を行っており、他国での審査を考慮しませんでした。



- j. 特許出願 1970年にUSPTOは64,429件の特許を交付し、うち17,357件、26.9%が米国外の出願人に付与されました。2020年にUSPTOは352,049件の特許を交付し、うち187,474件または53.2%の特許が米国外の出願人に付与されました。グローバル化とコミュニケーションの容易さが向上したことを反映して、米国外の出願人の米国内出願人に対する割合は約2倍になりました。米国外の大部分の動きは、中国を最大にして、日本、韓国、台湾を含む極東諸国に交付された特許を反映しています。
- k. 外国への直接出願とアウトソーシング 外国で特許や商標を出願するには、代理を引き受けてくれる海外の法律事務所をどのようにして見つけかを知っておく必要がありましたが、インターネットが全てを一変し、国外のアソシエーツや検索事務所などを特定してコンタクトがとれるようになり、業界の分野が平準化され、現在では仲介法律事務所を通さずに、米国の法律事務所も国外アソシエーツ(提携事務所)と直接事案を扱えることができるようになっています。また、インターネットのおかげで、同じまたは類似のサービスを提供する国内サービスと比較して、相当低料金で幅広い特許調査サービスを提供することをできるようになったことを含めて、国外事務所が国内事務所を特定して、ターゲットとしたり、弁護士にサービス(業務)をマーケティングしたりすることが容易になりました。結果として、特許関連サービスは、ますますインドやその他の国へアウトソースされるようになっていきます。

- l. 欧州特許庁(EPO)の開設 1978年に

EPOが開設され、ヨーロッパでの保護を求める特許出願先として急速にポピュラーになっています。これは「すべての卵を1つの籠に入れる」ことを意味しますが、経済的な考えと利点は明らかでした。多くの人の意見では、EPO出願が厳格な審査で却下されるリスクをとる方が、少数のヨーロッパ諸国のみが関心を持っているのでなければ、個々の国内出願を提出して審査のためにかかる莫大なコストに比べて明らかにましなのです。

- m. マドリッド議定書 2003年、米国は世界中での商標出願を行える手続きを規定し、商標出願人が複数の管轄区域で各国のPTOに直接商標を登録できるようにする条約に加盟しました。
- n. 機械翻訳 インターネットと高速コンピュータによって可能になったオンライン翻訳により、外国の特許の翻訳が可能になり、同様に重要なことは、英語で対応できない外国の法律事務所とのコミュニケーションが可能になったことです。

過去1世紀にわたる特許法の実務の発展を回顧し、新しい変化がどのように特許の普及に利益をもたらす、特許権の確保がより容易かつ迅速になったかを知るのとはとても楽しいことです。そして、NLSはそれらのすべてを見聞し、経験してきました。ノルテ・ラッケンバックシーゲルは、20世紀の始めにウォール街に誕生した1つのオフィスから成長、変化、発展し、ワシントンD.C.のオフィスとニューヨーク州ウェストチェスターのオフィスに拡大しました。現在、全国規模の事務所となったNLSは、ニューヨークのほか、テキサス州ヒューストンとオースティン、マサチューセッツ州ボストン、カリフォルニア州パルトアルトにもオフィスの根を広がっています。→そして、100年にわたる特許の開発と変化をあなたの玄関にお届けします。



Your Partners To Industry



マネージング・パートナー
特許

アンドリュー・ヤング Andrew F. Young

AYoung@NLS.LAW

特許部門のマネージングパートナーとして、国際的な特許の取得、活用、管理、執行に主な責任を負い、同様に、事務所クライアントのために国際的および国境を越えたりリスクと戦略評価にも責任を負っています。 [Read More](#)

ライセンスング・米国内外特許・政府契約・クリアランス調査



マネージング・パートナー
商標

レネー・ダフ Renée L. Duff

RDuff@NLS.LAW

事務所の商標実務、ノルテ・ラッケンバックシーゲルのニューヨーク オフィスのマネージングパートナーです。キャリアを通じて、ビジネス、法律事務所、組織内の視点から知的財産資産を管理してきました。このような経験は珍しい洞察の組み合わせを提供します。 [Read More](#)

米国内外商標・商標訴訟



代表(事務所)
マネージング・パートナー

アレクサンダー (アレックス) N. Alexander Nolte

ANolte@NLS.LAW

NLSの創設メンバーの一人であり、知的財産関連法律実務では、特に電気、電気機械、ソフトウェアに焦点を当てています。米国内特許、国際特許の取得、侵害などの取り扱いを経験しています。 [Read More](#)

国内外特許、政府契約、買収精査・精勤、知財鑑定、特許付与後手続き。知的財産権訴訟



上席
弁護士

ハワード・アロンソン Howard N. Aronson

HAronson@NLS.LAW

NLSの創設メンバーの一人であり、知的財産関連法律実務では、特に電気、電気機械、ソフトウェアに焦点を当てています。米国内特許、国際特許の取得、侵害などの取り扱いを経験しています。 [Read More](#)

米国内外商標・商標訴訟



マネージング・パートナー
知的財産権訴訟

ロバート(ロブ)・ゴールデン Robert B. Golden

RGolden@NLS.LAW

訴訟部門の責任者であり、さらに積極的なライセンスング、一般的な弁護士業務も行っています。訴訟に関して、商標・トレードドレス・企業秘密・特許・著作権・宣伝/広告権・ドメイン名などに関連する訴訟を扱っています。 [Read More](#)

米国・国際商標ポートフォリオ管理
カウンセリング、ライセンスング、知的財産カウンセリング



上席パートナー
知的財産権訴訟

ウェイド・ジョンソン Wade A. Johnson

WJohnson@NLS.LAW

熟練した法廷弁護士であり、事務所の上席パートナーです。実務として、連邦裁判所、州裁判所、米国特許商標庁、知的財産権・商業訴訟の問題、仲裁においてクライアントの代理業務が含まれます。 [Read More](#)

米国内・国際特許の作成、出願、訴訟、裁判所および特許審判控訴委員会 (PTAB) への上訴を含め、知的財産カウンセリング、ライセンスング、訴訟



マネージング・パートナー
IPの商業化実行

ピーター・ホッペンフェルド Peter Hoppenfeld

Hoppenfeld@NLS.LAW

「頼り得る」ダイレクトマーケティング・デジタルマーケティング弁護士・アドバイザー、講演者、著作者、情報マーケター、「ソートリーダー」、起業家でもあり、国内外のトレーニング会社、創設者などにあらゆる面での「頼りになる」弁護士・アドバイザーとして広く知られています。 [Read More](#)

起業家、企業、流通、デジタルイニシアチブの知財移転、契約、スタートアップ、拡大戦略、商標法、営業秘密法、買収評価ディリジェンス、マーチャンダイジングなど



上席
商標パートナー

セルゲイ・オレル Sergei Orel

SOrel@NLS.LAW

ポートフォリオ、知的財産権の保護、連邦商標登録の使用に関して、さまざまな企業の代理業務、カウンセリングに携わっています。クライアントが商標を選択、防御する際や、その保護を取得できるよう助力しています。 [Read More](#)

知的財産の商業化、取引、訴訟、新興企業と中小企業、意見鑑定、契約; 著作権法、商標法、営業秘密法、買収取得ディリジェンス、特許付与後手続



商標パートナー
宣伝広告マーケティング法

キャシー・ショア・シロティン

Cathy Shore-Sirotnin CShore@NLS.LAW

事務所の宣伝広告・マーケティング関連法務部門の責任者です。クライアントのカウンセリング・助言、宣伝広告、カタログ、パッケージ、ラベル、懸賞、コンテスト、クーポン、景品などの販促資料のレビューを行っています。さらにクライアントへのカウンセリングも行っています。 [Read More](#)

宣伝広告、マーケティング、販売プロモーションとラベルのレビューとカウンセリング、知的財産カウンセリング、買収IPデューデリジェンス、ライセンス、米国連邦裁判所と商標訴訟



特許部門

ウィリアム“ビル” ハバード William “Bill” Hubbard
WHubbard@NLS.LAW

電気、電気機械、コンピュータネットワーク、制御システム、グラフィックス処理、他のソフトウェア・ハードウェア設計関連テクノロジーに特に重点を置き、知的財産問題を中心に実務を行っています。国内外の案件の扱いに豊富な経験を積んでいます。 [Read More](#)

知的財産、国内外特許、特許アイデアの育成、買収デューデリジェンス、知財に関する意見鑑定、知的財産訴訟、特許付与後手続



マネージング・パートナー
商標調査グループ

ジョフリー・ランドウ Geoffrey I. Landau GLandau@NLS.LAW

事務所の米国商標調査グループのヘッドとして、米国市場での新しい商標（ブランド名、音マーク、デザインマーク、ロゴなど）の導入と保護を求めるクライアントにアドバイスとカウンセリングを提供することに責任を持っています。調査部門はガイダンスと正式な [Read More](#)

米国の商標調査、商標およびブランドのカウンセリング、デューデリジェンス、認可と法的見解・鑑定



特許部門

ヒュー・クレス Hugh Kress

HKress@NLS.LAW

技術と法的バックグラウンドを組み合わせ、クライアントの知的財産ポートフォリオの開発から維持まで全ての段階で寄与することができます。複数の分野にわたる経験により、あらゆる種類の知的財産の価値を認識、最大化することができます。 [Read More](#)

米国内外特許作成・出願・審査手続処理
知的財産カウンセリング



商標
訴訟

アイリーン・デブリース Eileen DeVries
EDevries@NLS.LAW

商標および訴訟部門で実務を行っています。知的財産ポートフォリオ、知的財産権保護、連邦商標登録の使用に関連して、さまざまな企業の代表およびカウンセリングに携わっています。 [Read More](#)

商標カウンセリング、米国連邦裁判所および商標局の訴訟、米国の商標の調査と認可、商標、調査、訴訟



上席特許パートナー

マイロン・グリーンスパン Myron Greenspan
MGreenspan@NLS.LAW

特許、商標、著作権の審査、訴訟、控訴に豊富な経験を持っています。米国内外特許、商標、著作権の問題、ライセンスなど多岐の分野でクライアントにカウンセリングを行っています。 [Read More](#)

米国内外特許の作成、審査、訴訟、知的財産カウンセリング、ライセンシング、訴訟、裁判所および特許審判控訴委員会 (PTAB) への控訴



商標部門

リンゼイ・リーボウィッツ Lindsey Leibowitz
LLeibowitz@NLS.LAW

商標問題に関連してクライアントにアドバイス、代理業務に携わっています。米国特許商標庁における商標の評価・認可、商標審査を含め商標法全般をカバーするエキスパートです。 [Read More](#)

著作権出願、審査手続処理、ライセンシング、米国連邦裁判所・商標庁訴訟、知的財産カウンセリング



特許
訴訟

マービン・フェルドマン Marvin Feldman
MFeldman@NLS.LAW

数十年にわたる国内外の知的財産権代理業務に基づく広範な知識と経験を幅広いビジネス・技術のクライアントに提供し、生物医学などの多様な分野でのクライアントの特許取得、商業化を達成しています。 [Read More](#)

米国内外特許作成・出願、審査手続処理
知的財産カウンセリング



商標
弁護士

ダモラ・ファクンレ Damola Fakunle
DFakunle@NLS.LAW

NLSのテキサス事務所をベースにした経験豊富な商標弁護士として、商標法のあらゆる側面に特化、精通しています。商標登録、審査手続き、デューデリジェンス、ポートフォリオ管理に関してクライアントに戦略的なアドバイスを提供することに業務の中心を置いています。[Read More](#)

商標出願; ポートフォリオ管理とカウンセリング、訴訟; 知的財産カウンセリング



特許部門

ジェフリー・パイル Jeffrey Pyle
JPyle@NLS.LAW

国内外の特許、商標、著作権、企業秘密、不正競争に関わる審査、訴訟、移転取引など、知的財産の大部分側面を網羅して経験を積んでいます。特に国内外の特許出願・審査に重点を置いています。[Read More](#)

米国内外特許作成・出願・審査手続き処理
知的財産カウンセリング



商標
訴訟

ジェニファー・メドリン Jennifer Medlin
JMedlin@NLS.LAW

電気、電気機械、コンピュータ・ネットワーク、制御システム、人工知能、電気通信、他のソフトウェア・ハードウェア設計関連テクノロジーに特に重点を置き、知的財産問題に関する実務を行っています。[Read More](#)

知的財産、商標、商標ライセンス



特許部門

エリザベス・"リズ"・ネイビス
Elizabeth "Liz" Nevis LNevis@NLS.LAW

知的財産 (IP)、起業法、文化財の分野で経験を持つ移転取引関連の弁護士です。特許・商標の出願、ビジネス契約、ビジネス事業体の設立、規制・管理事項などに経験を積んでいます。[Read More](#)

知的財産、米国内外特許、特許アイデアの育成、買収デューデリジェンス、知財意見・鑑定、特許付与後手続き、知的財産訴訟



著作権部
商標、訴訟

ジェフリー・ローリングス Jeffrey Rollings
JRollings@NLS.LAW

全国レベルで、多くの連邦裁判所で著作権訴訟を担当し、州裁と連邦裁判所、商標審判控訴委員会、仲裁委員会において、多くの企業の商標、トレードドレス、営業秘密、特許訴訟を担当しています。[Read More](#)

著作権出願・審査手続き処理、米国連邦裁判所・商標庁訴訟、ライセンス、知的財産カウンセリング



特許部門

マーク・テルゾラ Mark Terzola
MTerzola@NLS.LAW

20年間のビジネスと法律の経験を組み合わせ法律実務に活かしています。エネルギー (公益事業および OEM サプライヤー) ソフトウェア (SaaS、組み込み制御システム)、通信関連の上場企業、非公開企業で働いていました。[Read More](#)

知的財産、ライセンス供与、知財合意・契約、政府契約、買収デューデリジェンス

Paralegal Team



シェリー・ベイリー
Shellie Bailey
SBailey@NLS.LAW

特許
ドキュメント、譲渡手
続き



ジーナ・カンセロ
Gina Cancellaro
GCancellaro@NLS.LAW

商標
訴追と維持ドキュメン
ト、譲渡手続き



ジュディ・ハート
Judy Hart
JHart@NLS.LAW

国際・国内特許
審査・維持・更新手
続き
特許ポートフォリオ、
執行



キム・ハシアク
Kim Hassiak
KHassiak@NLS.LAW

審査・維持・
更新手続き、
ドキュメント、
譲渡手続き



**ステイシー・ラニアー・
ウィルソン**
Stacy Lanier-Wilson
SLanier@NLS.LAW

ヘッドパラリーガル
米国内外特許
特許ドキュメント作成



ジェシカ・ラミレス
Jessica Ramirez
JRamirez@NLS.LAW

米国内外特許
米国内外商標
特許ポートフォリオ (収
集)、執行

100 YEARS OF IP EXCELLENCE | SINCE 1923

Partners Supporting Innovation, Powering Global Achievements

Since 1923

100

YEARS OF INTELLECTUAL
PROPERTY LAW

Partners To Industry

ノルテ・ラッセンバックシーゲル (Nolte Lackenbach Siegel (NLS)) は、米国に本拠を構え、国際的クライアントベースを持つ、長い年月に渡り、高い評価を受けてきている知的財産法律事務所です。約100年の間当事務所は専ら商標、特許、著作権、宣伝広告及び企業秘密と関連する業務に集中して活動を行ってきました。クライアントに、知的財産確保、訴訟、ライセンス、特許・商標調査・出願、合意、リスク評価、告発、デューデリジェンスを含むあらゆる知的財産関連の法律サービス業務を提供しております。

ブランド管理会社、商標依存型企业からは、場合によっては、数百万ドルの価値のある案件に関連する資産取得、譲渡、他の買収合意のために必要な適正評価のための交渉、草案の作成、実行の依頼を日常的に受けています。「ボウイ債(デヴィッド・ボウイが発行した債券)」に関係する取引を含めて、取得のための資金調達に関連するIPのアドバイスや鑑定を提供することを求められています。また、ライセンスに際して、ライセンサーとライセンシーの両方の立場から、商標の所有権、使用から依頼人が利益を得る手助けを行っています。ライセンシーの弁護士としては、価値の高い映画やキャラクターの資産、いろいろな服飾品やアクセサリ製品などにデザイナーのマークを使用する権利の取得に貢献しています。一方、ライセンサーのために、単一製品だけを製造する企業を初め、家庭用品「ライフスタイル」ブランドのメーカーまで数多くのデザイナーの成長を助けています。

特許部門は、機械、電気、化学工学、薬学、材料科学、生命科学、コンピューター科学技術などの分野のバックグラウンドを有する豊富な経験を有する上席弁護士を中心に専門化モデルを反映させたものとなっています。当事務所は、デザイン特許、特許評価を含めた戦略的デザイン保護に特に優れていると広く認識されています。デザイン特許を大きく評価することを基に出されたサムソン社に対する10億ドルの陪審評決をアップルが獲得して以後、デザ

イン保護が注目されています。事務所の製品デザイン保護の専門知識は、著名な「Intellectual Property Counseling & Litigation」誌:「Protecting Designs by Trademark, Copyright and Design Patents (商標・著作権ならびにデザイン特許によるデザイン保護)」を参照し、説明されています。

知的財産法律事務所の多くが合併や買収によって姿を消してしまった「メガファーム」の現在、NLSは優れた業務実績、経済的な料金体系、強力なクライアントコミュニケーションを提供するために事務所を改革することによって成長続けています。法律事務所としての全体規模は弁護士数、所員50人以下と中規模ですが、弁護士、サポートスタッフの数は巨大法律事務所の知財部門よりも多くなっています。NLSは質と効率に重点を置くことによって、他の同じような規模の知的財産法律事務所よりもはるかに多くのことを達成できています。

ヒューストンとスカーズデールの地理的所在地の優位性と羨ましがられるほどの効率によって、結果的に、NLSよりもはるかに大きな事務所と比べて、本質的に低いサービスレートを提供しつつ、競合する法律事務所よりも遥かに少ない間接経費での運営が可能となっています。所属弁護士の豊富な経験と実績、その専門性もまた、NLSが、他の事務所がNLSと同じ結果を出すために必要とするよりも、より少ない人員で問題に対処できる所以です。少数精鋭の弁護士による実務運営は、より低い時間レートは同等のサービスを提供する他の事務所よりも大幅な経費の節約とコミュニケーション効率の良さを実現しています。

This is the NLS Advantage.



NOLTE·LACKENBACH·SIEGEL
SINCE 1923
INTELLECTUAL PROPERTY LAW